気をつけよう!見守ろう! ふくいの消費生活



安全・安心の消費者行政をめざして

知事メッセージ

現在、幅広い年齢層でインターネットが日常生活に浸透しており、インターネット通販、デジタルコンテンツなど、インターネット関連の消費者トラブルが増加するとともに、スマートフォンを使った架空請求など特殊詐欺による被害が拡大するなど、消費者問題は複雑化・多様化しており、こうした社会の変化に沿った対応が求められています。

こうした中、県では、安全で安心な消費生活を営むことができる社会の現実に向けて、幼児から成人までの切れ目ない消費者教育の提供、消費生活相談を通じた消費者被害の防止や回復、悪質事業者に対する指導・監視など、消費者行政の充実強化に取り組んでおります。

県としましては、今後も、消費者の視点に立って、市町や消費者団体などと共に、消費者行政を積極的に推進してまいります。

ー 身近な製品事故に注意!ー

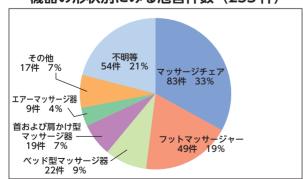
①「家庭用電気マッサージ器による事故」

体調を改善するつもりが悪化することがあります。

身体にいいと思って使用したのに 前よりも痛くなるなんて… ちゃんと使い方を確認しておけば よかった…



機器の形状別にみる危害件数(253件)



国民生活センターや全国の消費生活センターに届けられた危害情報 (平成22年4月1日~平成27年11月30日受付分)

マッサージ機器の形状別危害件数をみると、危害件数253件中、マッサージチェアの危害件数が83件(33%)と一番多くなっていました。

また、マッサージ器の購入者や体験者に対する アンケート調査では、機器の使い方について、「取 扱説明書も読まず、販売員や購入者からも説明を 聞かずに使用した」という答えが全体の4割程度 と最も多くなっていました。

(国民生活センター平成28年1月公表資料から)

【事故の事例】

マッサージチェア

マッサージチェアを購入し初期設定のまま1日1回から2回、8日間使ったら 腰が痛くなった。もろくなっていた背骨がマッサージ器でこすられ、削られたら しい。骨が固まるまで入院して寝たきりになった。

フットマッサージャー

足の電気マッサージ器を使用したところ、もむ力が強く、痛かったので停止ボタンを 押したがすぐには止まらず、締め付けられたまま停止した。今も足がしびれている。

ベッド型マッサージ器

ベッド型マッサージ器の体験をしたところ、ローラーが動きだした瞬間に背中に激痛が走っ た。背骨を傷めたため、まっすぐ立てなくなり、寝返りも打てない状態になった。

(「くらしの豆知識2017」(独立行政法人 国民生活センター編集・発行) で紹介されている事例から)

【消費者へのアドバイス】

- ○使用を禁止されている疾病等があります。購入前や使用前には 販売店や医師に確認しましょう。
- ○使用する前には、必ず取扱説明書を読みましょう。
- ○安全のため、使用する際にはまず「弱」の強さから始めましょう。
- ○衣類や髪などの巻き込みを防ぐため、駆動部のカバーが破れていないか、ずれていないかを 点検しましょう。
- ○異常や危険を感じた際にすぐ停止できるように、リモコンは手に持つか、手の届く範囲に置 きましょう。
- ○身体の異常を感じたら、使用をやめ医師に相談しましょう。

消費生活のご相談は・・・

福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7 階)

5:0776-22-1102

FAX: 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(つばき回廊業務棟3階)

a: 0770-52-7830

FAX: 0770-52-7831

(第3日曜日は休館)

受付時間9:00~17:00(平日、土日)(祝日・年末年始は休館)

ホームページ 福井県 消費生活 検索

http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html

フェイスブック

https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

☆「消費者ホットライン」 188

最寄りの消費生活相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、どのよ うに操作すれば良いのか分からない場合はそのままお待ちください。最寄りの都道府 県の消費生活センターなどにつながります。



②「ノートパソコン、スマホやモバイルバッテリーの事故」

(リチウムイオンバッテリーを搭載した機器の事故が急増!!)



リチウムイオンバッテリーとは?

リチウムイオンが正極と負極の間を移動することによって充放電できる 二次電池(蓄電池、充電式電池)のことです。

小型で大容量、数百回の繰返し使用が可能という利点から、ノートパソ コン、スマートフォン、モバイルバッテリーなど様々な電気製品に搭載 されています。

平成24年度から28年度の5年間に通知された事故情報は274件で、年度別にみると平成24年度 19件、平成26年度 48件、平成28年度108件と大幅に増加しています。

【事故の事例】

ノートパソコン

自宅リビングで使用していたノートパソコンが発火して、周辺を焼損した。(平成28年東京都) 【原因】 バッテリー製造時の異物の混入が原因とみられる。リコール製品と知らずに使い続けていた。

スマートフォン

ズボンのポケットにスマートフォンを入れて歩いていて転倒した。そのままにしていたところ、 スマートフォンが異常発熱して発火、やけどをした。(平成27年 東京都)

【原因】 バッテリーに外部から衝撃が加わり、内部ショートが発生したものと考えられる。

モバイルバッテリー

モバイルバッテリーを充電しながら就寝していたところ、製品と周辺を 焼損する火災が発生した。(平成26年 埼玉県)

【原因】 製造時の不具合により、内部ショートが発生したものと考えられる。

事故情報274件のうち93件がリコール製品によるものでした。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構の平成29年7月27日プレスリリースを参考に作成)



○機器を落下させたり、身体の下敷にするなどにより、バッテリーに衝撃を与えること がないように注意しましょう。

リチウムイオンバッテリーは、外部からの衝撃が加わりへこむなどすると、内部ショート を起こし、発煙や発火につながります。

- ○就寝中は充電を控えるか、可燃物(寝具など)の側で充電することはやめましょう。 就寝時は異常が発生しても気づきにくく、また、機器に寝具が被さるなどすると熱がこも り、やけどにつながりやすく、ふとんなどの可燃物が多くあることから、大変危険です。
- ○分解や改造などはしないでください。 スマホなどの外装を無理にこじ開けると、バッテリーパックに傷がつき、内部ショートし て、発火するおそれがあります。
- ○お手持ちの製品がリコール対象製品に該当しないかを、新聞の社告や消費者庁のホー ムページ等で確認しましょう。リコール対象製品の場合は使用を中止し、販売店やメ ーカーに連絡しましょう。

消費者庁 リコール情報サイト 検索

(パソコンから) http://www.recall.go.jp/ (携帯電話から) http://www.recall.go.jp/m/

加工食品の原料原産地の表示ルールが変わりました

加丁食品の原料原産地表示のルールが平成29年9月1日から変わりました。

改正前は原料原産地の表示義務があるのは一部の加工食品でしたが、改正により、すべての加工食品 について、主な原材料の原産地表示が義務付けられることとなりました。主な原材料が国産品のものは「国 **産**| である旨を、輸入品のものは「<mark>原産国名</mark>」の表示が必要となります。また、主な原材料が加工食品 の場合は、国内で製造されたものは「国内製造」、外国で製造されたものは「 $\bigcirc\bigcirc$ 製造」($\bigcirc\bigcirc$ には国名 が入ります)と表示します。

※主な原材料とは、加工食品に使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料のことを指します。

また、原料原産地が短期間で切り替わるような加工食品の場合は、一定期間の産地別使用実績もしく は産地別使用計画を根拠に「又は表示」や「大括り表示」(3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と 括って表示する方法)が認められています。

食品表示の正しい見方を知り、日頃のお買い物に役立てましょう。

【主な原材料が生鮮食品の例】

名称	あじの開き			
原材料名	真あじ(国産、ノルウェー)、食塩			
内容量	1尾			
賞味期限	枠外下部に記載			
保存方法	10℃以下で保存してください。			
製造者	○○食品㈱ 福井県○○市○○ ○-○			

複数の産地のものを使用した場合は、 国別重量順で表示します。

【主な原材料が加工食品の例】

名称		清涼飲料水		
原材料	名	りんご果汁(ドイツ製造又は国内製造 果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、 ビタミンC		
内容量		500ml		
賞味期	ΓV	 		
保存方		定期間における産地別使用実績に基		
		(表示順であることを記載する必要		
製造者	があ	5ります。 		
		↓		

※りんご果汁の製造地は、平成○年の使用実績順

福井県農林水産部 地域農業課 エコ農業・食料安全G TEL 0776 - 20 - 0419

●消費生活トラブルに関する **専門家による相談会**





3月の開設日	開設時間14:00~16:00		
分 野	3 月		
	5 日(月)	敦賀市消費生活センター(☎0770-22-8115)	
福井弁護士会(法律)	7 日(水)	県消費生活センター	
	13日(火)	県消費生活センター	

※先に申込みをした方が優先になります。相談を希望される方は、県(嶺南)消費生活センターまでご連絡ください。 なお、3月5日(月)の申込受付は敦賀市でもできます。また、会場が変更になる場合がありますので、あらかじめご確認ください。

県消費生活センター(☎0776-22-1102) 県嶺南消費生活センター(☎0770-52-7830)

福井しあわせ元気大会 2018

- 発行 -

福井県安全環境部県民安全課 〒910-8580 福井市大手 3-17-1 20776-20-0287 FAX0776-20-0633